

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	11 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から46年3月まで  
② 昭和47年4月から48年3月まで

昭和43年1月に、私が船員保険の被保険者資格を喪失した後、妻が、私の国民年金への加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を毎月集金に来ていた行政区の班長に納付していたと記憶している。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、「妻が夫婦二人分の国民年金保険料を行政区の班長に納付していた。」と主張するところ、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年7月31日に払い出されていることが確認でき、申立期間②を除き、46年4月から60歳到達月の前月までの期間において国民年金保険料の未納が無い上、申立人の妻は、国民年金加入期間において国民年金保険料の未納が無いことから、納付意識は高かったものと考えられる。

また、A町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間②の直前の昭和46年度分の国民年金保険料が昭和48年7月30日に過年度納付されていることが確認できることから、その時点で、同様に過年度納付が可能であった申立期間②の保険料（昭和47年度分）を未納のままとしていたとするのは不自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和48年7月31日の時点では、時効により国民年金保険料を納付することはできない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出さ

れていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の妻が、申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

A社B事業所の事業主は、申立人が昭和18年6月22日に労働者年金保険被保険者の資格を取得し、20年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行つたと認められることから、A社B事業所における申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年6月22日から20年3月1日まで

私は、昭和18年に徴用されA社B事業所に勤務した。20年3月頃に入隊志願のため帰郷し、同年4月1日、C部隊に配属された。A社に勤務したのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名でかつ同じ生年月日の者が、厚生年金保険の被保険者資格喪失日の記録は無いものの、昭和18年6月22日に被保険者資格を取得し、19年10月1日に標準報酬月額等級を改定した記録が確認できる。

また、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間に算入する旨規定されており、志願した期間については被保険者期間に算入することが認められていないところ、A社が保管している退職者名簿によると、申立人は、18年6月22日入社、20年12月10日退職、退職理由欄には「入営退社」とされていることが確認できるが、申立人は、同年3月頃に入隊志願のため当該事業所を退社し、同年3月中は帰郷、同

年4月1日には入隊したとしていることから、この期間については上記の規定に該当しない。

さらに、当時の同僚の連絡先は確認できず、申立人によれば既に他界しているとのことであり、そのほかに申立人の退職時期を明らかにできる関連資料や周辺事情は見当たらない。

加えて、オンライン記録及びA社B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後に記録されている者120人の被保険者資格喪失年月日の記録を調査したところ、喪失日の記録が無い者が41人みられ、社会保険事務所における年金記録の管理が不適切であったと認められる。

以上のことから、申立人に係るA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和20年3月1日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、冒頭の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録は申立人に係るものであると認められ、A社B事業所の事業主は、申立人が昭和18年6月22日に労働者年金保険被保険者の資格を取得し、20年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行っていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、当該被保険者名簿の標準報酬等級の記録から40円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、平成5年4月から6年9月までは53万円、同年10月から7年2月までは44万円であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人のA社における資格喪失日は、平成7年4月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成7年3月の標準報酬月額については、44万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月1日から7年3月31日まで  
② 平成7年3月31日から同年4月1日まで  
③ 平成7年4月1日から8年7月1日まで  
④ 平成10年7月1日から11年5月21日まで

平成2年1月から11年5月までA社及びB社に勤務した。両社に勤務していた期間のうち、申立期間①、③及び④について、支払われた給与と比較して、厚生年金保険の標準報酬月額が低いことが分かった。当該期間において、給与が下がった記憶は無いので標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、平成7年3月31日にA社で資格喪失、同年4月1日にB社で資格取得となっており、申立期間②が未加入となっていたことが分かった。同年4月1日に、会社の都合でA社からB社に移籍したが、勤務は継続していたので当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間①の標準報酬

月額、当初、平成5年4月から6年9月までは53万円、同年10月から7年2月までは44万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年3月31日より後の同年4月27日付けで、遡って5年4月から6年10月までは8万円に、同年11月から7年2月までは9万2,000円に減額訂正処理が行われていることが確認できる上、複数の同僚についても、申立人と同様に減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、当該事業所の商業登記簿により、申立人は、申立期間について、役員ではなかったことが確認できる上、同僚は、申立人がA社において工事の業務を担当していた旨証言していることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由はなく、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、平成5年4月から6年9月までは53万円、同年10月から7年2月までは44万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人が当該期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は、平成7年3月31日と記録されており、当該喪失処理が行われたのは、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年3月31日より後の同年4月27日付けである上、同日において、複数の同僚についても、申立人と同様の喪失処理が行われていることが確認できる。

また、申立人は、A社の事業は当該期間も継続しており、会社の都合で在籍する会社が変わったことがあるかもしれないが、勤務実態には変更が無く、継続して勤務していたとしているところ、複数の同僚が申立人と同様の証言をしており、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年3月31日において、同社は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間②について、申立人の資格喪失日を平成7年3月31日とする合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人のA社における資格喪失日については、同年4月1日に訂正することが必要である。

なお、平成7年3月の標準報酬月額については、オンライン記録において、当初記録されていた同年2月の記録から、44万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、平成6年10月から7年2月までの標準報酬月額について、申立人は、当該期間について給与が減額したことは無く、6年9月までと同額の53万円に訂正してほしいと主張している。

しかし、前述の減額訂正前の平成6年10月から7年2月までの標準報酬月額（44万円）は、平成6年度に定時決定されているところ、当該処理は6年9月6日に処理されており、一連の事務処理に特段不合理な点は見受けられない。

また、A社の代表取締役とは連絡が取れず、このほか、申立人が当該期間において標準報酬月額53万円に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、平成7年4月1日にB社で資格を取得した当初、32万円と記録されていたが、同年8月11日に資格取得時に遡って、47万円に増額訂正処理が行われている。これは、資格取得時に届け出た報酬月額と実際に支払われた報酬月額が相違していたことが判明したために、訂正を行ったものと推測されるところ、当該訂正の一連の事務処理に特段不合理な点は見受けられない。

申立人は、前述のとおり会社の都合で在籍する会社が変わったことがあるかもしれないが、勤務実態には変更が無く、給与支給額も一貫して減額されることは無かったとして、当該期間の標準報酬月額も平成6年9月までと同額の53万円に訂正してほしいと主張している。

しかし、A社における平成7年2月に係る当初の標準報酬月額44万円とB社における同年4月に係る訂正後の標準報酬月額47万円を比較しても、大幅な乖離<sup>かいり</sup>はみられず、当該標準報酬月額の推移が不自然とまでは言い難い。

また、B社の代表取締役は、同社は倒産しているため、当時の資料は保管していないとしており、このほか、申立人が当該期間において標準報酬月額53万円に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間④について、雇用保険の記録では、平成11年5月20日離職時点の賃金日額は、2万215円とされていることから、少なくとも直近の6か月間については、月額約60万円の給与が支給されていたことはうかがわれる。

また、B社の代表取締役は、当時、従業員の給与について減額したことは無いと回答している。

しかし、オンライン記録により、当時、B社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者246名について、標準報酬月額の記録を調査したところ、8名については平成10年4月に、46名については申立人と



同様に同年7月に、標準報酬月額が大幅に減額改定されているところ、当該減額改定されている者のうち、当時の給与明細書を保管している者は、給与から控除されている厚生年金保険料額はオンライン記録上の標準報酬月額から算出した保険料額と一致しているとしている。

これらのことから、当時、B社では、申立人の報酬月額について事実とは異なる届出を社会保険事務所に行っていたと考えられるものの、厚生年金保険料については、オンライン記録上の標準報酬月額から算出した保険料額を被保険者の給与から控除していたことがうかがわれる。

このほか、当該期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち平成6年10月から7年2月までの期間、申立期間③及び④について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B支社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和44年6月1日、資格喪失日が45年11月20日とされ、当該期間のうち、同年10月20日から同年11月20日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同支社における資格喪失日を同年11月20日とし、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月20日から同年11月20日まで  
厚生年金保険加入期間について照会したところ、A社B支社で昭和45年10月20日資格喪失、同社本社で同年11月20日資格取得となっており、申立期間が未加入となっていた。勤務は継続しており、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B支社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和44年6月1日、資格喪失日が45年11月20日とされ、当該期間のうち、同年10月20日から同年11月20日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、事業主が作成した申立人に係る在籍期間証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和

45年11月20日にA社B支社から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和45年9月の社会保険事務所(当時)の記録から4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B支社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和52年2月25日、資格喪失日が平成8年7月29日とされ、当該期間のうち、昭和52年2月25日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同支社における資格取得日を同年2月25日とし、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年2月25日から同年4月1日まで

厚生年金保険加入期間について照会したところ、A社本社で昭和52年2月26日資格喪失、同社B支社で同年4月1日資格取得となっており、申立期間が未加入となっていた。勤務は継続しており、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B支社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和52年2月25日、資格喪失日が平成8年7月29日とされ、当該期間のうち、昭和52年2月25日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、事業主が作成した申立人に係る在籍期間証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和

52年2月25日にA社本社から同社B支社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和52年4月の社会保険事務所(当時)の記録から11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月 1 日から同年 10 月 21 日まで

平成 12 年 4 月 20 日頃から A 社が所有する「船舶 B」に機関長として採用され、同年 5 月 5 日に出港し、同年 10 月 5 日に「船舶 B」が廃船となることになったため代替船には乗らずに下船した。

当初、漁労長の話では、手取り賃金が 50 万円になるという話だったが結果的には水揚げが不良で、1 か月 45 万円の保障給となった。

ねんきん定期便の標準報酬月額は、A 社の精算書の金額より低くなっているため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された平成 12 年度の精算書において確認できる保険料控除額から、申立期間については 15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認

できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間③における標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年4月1日から同年5月13日まで  
② 昭和48年11月23日から49年1月1日まで  
③ 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

私は、申立期間①及び②について、昭和44年4月1日から48年12月31日までB社C工場で正社員として勤務していたが、厚生年金保険加入記録が44年5月13日から48年11月23日までとなっている。各申立期間を加入期間としてほしい。

申立期間③について、昭和49年1月8日から同年3月31日までA社に勤務していた。厚生年金保険加入記録が同年3月31日までとなっているのは誤りと思われるので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、雇用保険の加入記録及び当該事業所の元所長の証言から判断すると、申立人は、A社に昭和49年3月31日まで継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和49年2月のオンライン記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行し



たか否かについては、当該事業所は既に解散し、当時の役員も死亡しているため、これを確認することはできないが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和 49 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立てに係る事業所の後継事業所である D 社が保管する社内履歴によれば、申立人の発令日が昭和 44 年 3 月 15 日となっていること、及び同僚の証言から、申立人が B 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、D 社が保管する「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」によると、申立人の厚生年金保険の資格取得年月日は昭和 44 年 5 月 13 日と記載されている上、同社は申立期間①当時、入社から 3 か月間程度の試用期間があり当該期間に係る厚生年金保険料については、控除していないと思うとしているほか、当時の同社の総務部長は、当時の就業規則では、3 か月間程度の試用期間があったとしている。

また、D 社で昭和 44 年 7 月 22 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者に入社日について照会したところ、「採用日は昭和 44 年 3 月 25 日である。」と回答している。

申立期間②について、D 社が保管する社内履歴によれば、申立人は、昭和 48 年 11 月 22 日に退職し、退職金支給日が同年 11 月 30 日である旨記載されているほか、退職金が計算されたメモにも、「退職月日昭和 48 年 11 月 22 日」の記載がある。

また、D 社が保管する「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」による資格喪失年月日は、昭和 48 年 11 月 23 日と記載されており、申立期間②に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年4月までの期間、8年2月から11年3月までの期間及び14年1月から15年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月から5年4月まで  
② 平成8年2月から11年3月まで  
③ 平成14年1月から15年11月まで

会社を退職後の国民年金への加入手続は自分で行っていた。

申立期間①及び③の国民年金保険料は、私が、アルバイトに行く途中に、駅近くの現金自動預払機で現金を引き出し、コンビニ等で納付した。

申立期間②の国民年金保険料については、社会保険事務所（当時）から催告状が自宅に届くと母親が納付してくれたが、私もコンビニ等で納付したため、重複納付となり保険料の還付を受けたこともある。

申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を退職後に自ら国民年金への加入手続を行っていた。」と主張しているが、社会保険事務所では、平成11年4月から国民年金の未加入者に対して適用勧奨を行っているところ、15年8月26日及び17年2月22日の2回にわたり、申立期間③について申立人を含む未適用者一覧表が作成された記録が確認でき、申立期間①及び③については、オンライン記録において未加入期間として取り扱われていることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立期間②について、申立人は、「社会保険事務所から国民年金保険料の催告状が自宅に届くと母親が納付してくれたが、私も納付していたため、重複納付となり保険料の還付を受けたこともある。」と主張している。しかし、申立人の母親は、当該期間後の平成11年度及び12年度の

過年度分の国民年金保険料と 13 年度の現年度分の保険料の領収証書は所持しているものの、当該期間に係る領収証書は無く、当該期間の保険料の納付時期及び納付方法について記憶が定かではない上、オンライン記録によれば、平成 17 年 4 月及び 19 年 9 月の国民年金保険料が重複納付により還付された記録があるが、当該期間の保険料が重複納付により還付された記録は見当たらない。

さらに、申立人は、各申立期間の国民年金保険料を「コンビニ等で納付した。」と主張しているが、コンビニエンスストアで保険料の納付が可能となったのは、平成 16 年 4 月以降に送付された納付書であるため、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月から3年3月まで  
私は、大学生の頃、親元から離れていたが、実家の母親が私の国民年金保険料を納付してくれていたと聞いている。  
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学生であった申立期間当時、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続をしてくれたと主張しているが、A社会保険事務所（当時）が作成した年金手帳等払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年6月4日に払い出されていることが確認でき、オンライン記録及びB村の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立人が同年4月1日に国民年金被保険者資格を取得したことが確認できる。このため、申立期間は未加入期間とされており、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は、申立人の母親が国民年金保険料を金融機関の窓口で納付していたと主張しているが、母親の納付状況に関する記憶は定かではなく、申立人自身は関与していないため、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 3 月から 40 年 2 月までの期間及び同年 8 月から 41 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 5 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月から 40 年 2 月まで  
② 昭和 40 年 8 月から 41 年 8 月まで

私の妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間について、妻の分の保険料は納付済みとなっているのに私の分の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人及びその妻に係る国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 12 月 18 日に連番で払い出されていることが確認できるが、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立人は、37 年 1 月 12 日に国民年金被保険者資格を喪失した後、47 年 4 月 16 日に再取得するまでの間、国民年金に加入した記録は無く、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われ、制度上、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、国民年金被保険者台帳の備考欄には、申立人が昭和 47 年 4 月 16 日に国民年金被保険者資格を再取得した際に払い出された国民年金手帳記号番号と、申立人が 36 年 4 月の国民年金制度発足時に取得した国民年金手帳記号番号とが「重複のため整理統合」された旨の記録が確認できるところ、オンライン記録によれば、この間の申立人の妻の国民年金の種別は強制加入とされており、申立人が厚生年金保険に加入している期間も妻の任意加入への種別変更が行われていないことから、申立期間に係る申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続が適切に行われていたとは考え

難い。

さらに、申立人及びその妻は、申立期間の国民年金への再加入手続及び国民年金保険料の納付に関する記憶が定かではなく、申立期間当時の状況が不明である。

加えて、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない上、申立人の妻が各申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに各申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年11月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月から8年3月まで

私は、申立期間当時、学生だったが20歳になったら国民年金に加入しなければならないと思っていたので、国民年金に加入した。

いっどこで加入手続を行ったかは覚えていないが、毎月1万2,000円から1万3,000円ぐらいの保険料を納付していたので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年11月頃自分で国民年金の加入手続を行ったと思うと述べているが、申立人が所持する年金手帳の国民年金の欄に「\*\*\*\*-\*\*\*\*\* A市」と印字されており、国民年金手帳記号番号払出簿によると、当該手帳記号番号が払い出された形跡はあるものの、氏名が空欄になっている上、A市の国民年金被保険者名簿（電子データ）には申立人の納付記録が見当たらない。

また、オンライン記録では、20歳の誕生日が属する年度内に国民年金の加入手続が行われず、国民年金手帳記号番号が職権で付番された場合には、「適用漏れ」及び「手帳送付者」と記載される上、当該手帳記号番号の前後の多数の者に当該記載がみられる上、これらの者は、申立人と同じ誕生月であることから、申立人を含む前後の手帳記号番号は、職権で払い出されたものと推認できる。

さらに、申立人の申立期間当時の住所を管轄する年金事務所では、「当時はA市B区役所が、20歳になった時点で厚生年金保険にも国民年金にも加入していない人について、職権で年1回3月頃に手帳記号番号を払い出し、手帳を送付しており、手帳送付から2か月後ぐらいに保険料を集金

していたようである。」としていることから、申立人の手帳記号番号は平成8年3月頃に払い出されたと考えられるところ、住民票では、申立人は、同年3月10日にA市からC市に住所を異動しており、同年4月にC市で勤務していることから、A市B区役所が保険料を集金により徴収することはできなかつたものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 10 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月から平成元年 3 月まで  
私は、以前勤務していた A 社を昭和 63 年 10 月に辞め、国民年金に切り替えた。この時の国民年金の加入記録が無いので、記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び B 市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によると、申立人は、平成 3 年 9 月 1 日に国民年金被保険者資格を新規で取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない上、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 63 年 10 月頃 C 区役所で加入手続をし、国民年金保険料を自分で納付したとしているが、具体的な加入手続の状況、保険料の額及び納付場所の記憶が定かではない上、申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年12月から50年9月まで  
父親の転勤で昭和50年7月からA市に移り住み、その時に国民年金に加入した。

国民年金に加入した際、母親に「未納となっている期間の国民年金保険料が納められるので保険料を納めなさい。」と言われて、昭和50年か51年12月頃に未納となっていた期間の保険料を母親の分の保険料と一緒に納付した。

当時、かなりの金額を納付したと記憶しており、納付した時に市役所の担当者が「これで未納分はありません。」と言ったことをはっきりと覚えている。納付した金額は忘れてしまい、私の国民年金のことを任せていた母親も既に亡くなり、実家も20年に取り壊してしまい、領収書等の資料は無い。

しかし、市役所の担当者が「これで未納分はありません。」と言ったのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年11月24日に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない期間となっているが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を特例納付したと思うと述べているが、上記払出日は第2回特例納付の実施時期（昭和49年1月か

ら 50 年 12 月まで) を過ぎている上、当該特例納付における納付可能期間は昭和 36 年 4 月から 48 年 3 月までとなっており、申立期間は納付可能期間となっていない。

さらに、国民年金被保険者台帳によると、申立人は、昭和 50 年 10 月から 52 年 3 月までの保険料を国民年金手帳記号番号が払い出された時期の直後に当たる同年 12 月に納付しており、同手帳記号番号が払い出された時点において、納付が可能な期間の保険料については、全て納付済みとされたことから、申立人の主張する市役所の担当者の発言は、このことを指すものと考えられる。

加えて、申立人は、母親の分の国民年金保険料と一緒に納付したとしているが、申立人の母親は、B 市が保管していた「国民年金被保険者カード」によると、昭和 52 年 12 月 23 日に「任意」で国民年金に加入し、同年 12 月から保険料を納付していることが確認でき、申立期間は未加入期間であり国民年金保険料を納付することができない。

その上、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月まで  
勤務していた会社を退職したので、昭和 61 年 10 月に国民年金に加入した。国民年金保険料は、母親が A 市に勤めていたので、母親に頼んで納付していたが、自分で納付したこともある。  
申立期間が国民年金保険料の未納期間とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A 市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立期間の国民年金保険料は未納とされている上、オンライン記録によれば、申立期間直前の昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料が平成元年 1 月 31 日に納付されたことが確認できるところ、申立人の母親は、「長男（申立人）の保険料が時効になるのが分かり、A 市 B 支所で過年度納付書を発行してもらい、まとめて納付したことがある。しかし、その後については本人（申立人）が自分で納付すればいいだろうという気持ちだった。」と述べるとともに、申立期間の保険料の納付状況についての記憶は定かでない。

また、オンライン記録によれば、平成元年 9 月 5 日に社会保険事務所（当時）から申立人に対して過年度納付書が発行された記録が確認できるが、申立人の母親は、「社会保険事務所から送付されてきた納付書で過年度納付したことは無い。」と述べており、申立人も「保険料は 2 か月ごと又は 3 か月ごとに納付していたが、まとめて納付したことは無い。」と述べている。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を自身で納付したことも

あると主張し、その証拠として年金手帳に貼付されたメモに、「国保」と記載の上、昭和 61 年 10 月から平成元年 3 月までの各月に「済」と記載していることを挙げているが、申立人は、「国民健康保険と国民年金は同じものであると考えていた。」と述べており、申立人から聴取した納付金額や納付方法から、同手帳の記録は国民健康保険料の納付を記載したものであると考えられる。

加えて、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年8月から50年3月まで  
昭和48年8月から50年3月までの国民年金保険料は、夫の母が同居することに伴い、A市からB市に転居し、49年3月頃にB市役所で国民年金の加入手続を行い、その時に一括で納付したと思う。  
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年3月頃にB市で国民年金の加入手続をしたとしているが、B市役所では「申立人の申立期間に係る国民年金加入記録は無い。」と回答している。

また、C市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和46年8月1日にD市で国民年金の被保険者資格を喪失し、50年4月12日にE市において任意加入の被保険者資格を取得するまでの間についての加入記録は無く、この記録はオンライン記録とも一致しており、申立期間は未加入期間となっている。

さらに、申立人は、B市で加入手続をした時に未納分の国民年金保険料を一括して納付したとしているが、仮に加入手続を行ったとしても、申立期間は、申立人の夫が厚生年金保険に加入していることから国民年金への加入は任意となり、遡及して加入することができず、申立期間の一部については、保険料を納付できない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から53年10月までの国民年金保険料及び付加年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年8月から53年10月まで

私の両親は、私が20歳の時から、私の国民年金保険料を納付してくれていた。22歳以降に親の会社に入社してからは、自分でもA県のB町役場に付加年金を付けて納付したことがある。

昭和53年4月に結婚してC県のD市に転居したが、しばらくしてD市役所E出張所に国民年金の氏名変更の手続に行った際、番号が変わるからと言われ、古い手帳を役所の人に渡して新しい手帳と交換された。

申立期間を国民年金保険料及び付加年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間が75か月と長期である上、申立人は、B町における国民年金の加入手続及び保険料の納付にほとんど関与しておらず、主に納付していたのは同居していた母親であるとしているところ、その母親は既に亡くなっており、当該手続及び保険料の納付状況等を確認することができない。

また、付加年金については、申立期間の途中から自分で手続を行い、納付もしたと述べているが、申立人の申立期間当時の記憶が曖昧であることから、付加年金の加入期間を特定することができない上、申立人は、印紙検認方式での納付もあったかもしれないと述べているが、この当時、既に納付書による納付方式に変更されており、印紙で納付することはできなかった。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年11月21日にC県において払い出されていることが確認できることから、加入手続はこの頃に行ったものと推認できるところ、その時点では、申立人の夫が厚生年

金保険に加入していることから国民年金への加入は任意となり、遡って被保険者資格を取得することはできず、交付された年金手帳には、初めて被保険者となった日として「昭和 53 年 11 月 30 日」との記載がある。

加えて、B 町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）において、申立期間は未加入期間となっているところ、同町における申立期間の国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないほか、申立人の氏名について複数の読み方で確認したが、未統合と思われる記録は見当たらなかった。

その上、申立人は、昭和 53 年に婚姻後、氏名変更を行うために E 出張所（当時）に手続きに行った際、「番号が変わるので新しい手帳と交換します。」と言われて、古い手帳を職員に渡した旨強く主張しているが、国民年金被保険者が転入した場合、制度上、国民年金手帳記号番号の更新及び手帳の交換をすることとはされておらず、D 市役所及び D 市を管轄する年金事務所に被保険者が転入した場合の取扱いについて確認したが、両機関共に、「被保険者の転入によって国民年金手帳記号番号が変わることはなく、新しい手帳と交換することもない。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付及び別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 9 月から同年 12 月 2 日まで

私は、平成 8 年 9 月から A 施設（厚生年金保険の適用事業所は、B 事業所）に病休職員の代理として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年 12 月 2 日となっているのはおかしいので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する預金通帳により B 事業所から給与の振り込みが確認できると及び元同僚の証言により、申立人が申立期間に A 施設に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、関係書類が残っておらず詳細は不明であるが、当時は一定の月数を超えて再雇用された者が社会保険や雇用保険の対象となっていたようで、勤務した当初から社会保険の対象となる者は少なかったようであると回答している。

また、B 事業所の人事担当者は、当時のことを知っている者もないことから、はっきりしたことは分からないが、申立人が、平成 8 年 9 月に雇用されて同年 12 月から厚生年金保険の加入記録があるということは、事業所が同年 12 月に再雇用した際に厚生年金保険に加入させたと思われるとしている。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できるが、保険料を還付された記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 21 日から 48 年 6 月 24 日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた際、入社した当初は10万円ぐらい、退職する頃には14万円から15万円ぐらいの給与が支給されていたと思うが、年金記録上の標準報酬月額は4万5,000円から7万2,000円とされているので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の給与が10万円から15万円ぐらいであったと記憶しているが、B社では、申立期間当時の賃金台帳等は保管していないと回答していることから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人以外に申立期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した男性10人のうち、7人の資格取得当初の標準報酬月額は、申立人と同額（4万5,000円）又はそれ以下の額となっていることが確認できる。

さらに、申立人の記憶及び同僚に対する照会で回答のあった者の証言から、申立人と仕事内容が同じであったとみられる者4人について、オンライン記録で申立期間に係る標準報酬月額を確認したところ、いずれも申立人が主張する標準報酬月額を下回っているほか、このうち、当時の給与明細書を所持している元同僚1人から給与支給総額及び厚生年金保険料の控除額を聴取したところ、給与支給総額は、当該同僚のオンライン記録の標準報酬月額とほぼ一致しているとみられる上、厚生年金保険料の控除額についても、オンライン記録の標準報酬月額に相当する保険料額を上回っていないものと推認される。

加えて、当時の最高等級の標準報酬月額は、昭和44年11月1日から46年10月31日までは10万円、同年11月1日以降は13万4,000円であり、申立人が主張する標準報酬月額は、ほぼ最高等級に相当するが、オンライン記録によると、当時、当該事業所において10万円以上の標準報酬月額であった者は、取締役等ごく少数の者に限られていることが確認できる。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 1 日から 38 年 6 月 1 日まで  
年金記録では、A社（現在は、B社）C営業所における申立期間の標準報酬月額が1万 4,000 円とされているが、当時の給与は2万円ぐらい支給されていたので、標準報酬月額を2万円に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、給与が2万円ぐらい支給されていたにもかかわらず、A社C営業所における厚生年金保険の標準報酬月額が1万 4,000 円に減額されていると申し立てしているところ、B社では、「申立期間当時の担当者が在職していない上、資料も定められた期間を経過し残っていないので、申立人の標準報酬月額及び保険料の控除額について確認できない。」と回答している。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人及び申立人と同時期頃に厚生年金保険被保険者資格を取得している元同僚の標準報酬月額をみると、遡及して訂正しているなどの不自然な処理は認められない上、昭和 37 年 10 月 1 日に定時決定された標準報酬月額と 36 年 10 月の標準報酬月額を比較すると、申立人と同様に標準報酬月額が減額されている同僚が複数確認できる。

さらに、申立期間と一緒に勤務していたと思われる元同僚に当時の給与の支給状況等について照会したところ、回答のあった3人はいずれも当時の給与明細書等の資料は無く、支給された給与額も記憶していないため、何も分からないと回答している。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺

事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 9 月 20 日から 10 年 1 月 5 日まで

私は、平成 9 年 9 月 20 日から A 法人 B 支部に勤務し、C 施設の管理業務を行っていたが、同事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は 10 年 1 月 5 日となっている。

当時の辞令等があるので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する辞令及び職員名簿並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間において A 法人 B 支部（以下「法人支部」という。）に勤務していたことが認められる。

しかし、A 法人が加入していた共済組合では、申立人は、平成 9 年 7 月 1 日から 10 年 1 月 5 日まで当該共済組合の任意継続組合員であったと回答しており、当該共済組合の任意継続期間中は、政府管掌の健康保険及び厚生年金保険には加入していなかったと推認できる。

また、オンライン記録によると、法人支部は平成 19 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同支部の当時の経理担当者は「当時、厚生年金保険の届出関係の書類や給与台帳等は、法人支部で保管していたが、支部が廃止になった時点で A 法人（以下「法人本部」という。）に資料を引き継いだ。」としているが、法人本部は同年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため、申立人に係る厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

さらに、現在、C 施設を運営している D 法人及び A 法人廃止後に C 施設の業務の一部を受託していた E 法人においても当時の書類は無いとしている。

加えて、法人支部の元同僚及び法人本部の当時の社会保険事務担当者等は、いずれも申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除については分からないと回答している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 29 日  
② 平成 16 年 8 月 13 日  
③ 平成 16 年 12 月 29 日  
④ 平成 17 年 8 月 12 日  
⑤ 平成 17 年 12 月 29 日  
⑥ 平成 18 年 8 月 12 日  
⑦ 平成 18 年 12 月 28 日  
⑧ 平成 19 年 8 月 13 日  
⑨ 平成 19 年 12 月 29 日

私は、「A事業所」に平成 15 年 11 月から現在まで勤務し、毎年 8 月と 12 月に賞与の支給を受けていたが、事業所が 15 年から 19 年までの賞与支払届を 22 年 3 月まで社会保険事務所（当時）に提出していなかったことが分かった。

支給された賞与から厚生年金保険料は控除されていなかったが、賞与の支給を受けたことは事実なので、年金記録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の「A事業所」における申立期間の標準賞与額は、平成 22 年 3 月に当該事業所からの健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出され、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間についても厚生年金保険の保険給付の計算の基礎とするよう申し立てている。

また、当該事業所が保管する申立期間に係る申立人の給料明細書の控えに



よると、申立人は、申立期間において、事業主により賞与を支給されていたことが認められる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づく標準賞与額の記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が申立人の賞与から厚生年金保険料を源泉控除していた事実が認められる場合であるとされているところ、当該事業所が保管する申立期間に係る申立人の給料明細書の控えによると、申立期間の賞与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、申立人も、申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていなかったとしている。

また、当該事業所では、賃金台帳等は保管していないものの、「賞与から厚生年金保険料を控除しなければならないことは知らなかったので控除していない。申立期間当時は、社会保険事務所に賞与支払届も提出していなかった。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月 1 日から 38 年 12 月 1 日まで  
申立期間は間違いなく A 社 (現在は、B 社) で働いており、厚生年金保険にも加入していたと思うので調べてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B 社では、申立期間当時の書類が保存されていないため、申立人が在籍していたかどうか不明と回答している。

また、申立人は、申立期間当時の同僚の名前を記憶していないほか、当該事業所において申立期間当時の厚生年金保険被保険者記録がある同僚 12 人に照会したが、経理担当者を含め回答があった 10 人全員が申立人を知らないとしている上、そのうち複数の同僚は、「正社員は十数人だったので名前を覚えているが、当時、大勢いた臨時従業員の名前までは覚えていない。臨時従業員は、厚生年金保険に加入していなかったが、その中に申立人がいたかも知れない。」旨証言している。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票を確認したが、申立期間に被保険者資格を取得した者の健康保険の番号に欠番は無く、申立人の氏名も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月 20 日から 52 年 4 月 21 日まで

私は、申立期間についてA社（現在は、B社）に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。

また、A社に転職する際に、厚生年金保険及び健康保険に加入していることを事業主に確認した上で就職した記憶があるので、厚生年金保険に加入していたはずである。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の回答から、勤務期間の特定には至らないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 52 年 5 月 10 日であり、申立期間は適用事業所とはされていない。

また、オンライン記録によると、申立人が自分より前から勤務していたと記憶している同僚を含む6名及び事業主は、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を昭和 52 年 5 月 10 日に取得していることが確認できる。

さらに、当該事業所において、申立人と一緒に勤務していたことを記憶している2名の同僚は、当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得する以前から勤務していたとしているが、2名とも昭和 52 年 5 月 10 日に同資格を取得していることが確認できる上、そのうち1名の同僚は、「私も申立期間は、厚生年金保険に加入していない。厚生年金保険に加入する以前に勤務していた期間について、給与から保険料は控除されていなかった。」旨回答している。

加えて、当該事業所によると、「申立期間当時の事業主は既に他界し、当

時の資料も無いが、社会保険労務士に社会保険事務等を委託したのは、昭和52年5月からであり、厚生年金保険に加入したのも同年5月からであると思われる。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年8月1日から23年3月1日まで  
② 昭和24年3月10日から29年5月8日まで

社会保険事務所（当時）で調べてもらったところ、婚姻前にA社及びB社で勤務していた期間については、脱退手当金の支給済期間であると言われたが、私は、退職時に脱退手当金の説明は受けていないし、脱退手当金を受け取った記憶も無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和29年5月8日）から3か月以内の昭和29年8月6日に支給決定がなされている上、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄に支給記録が確認できるとともに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿に脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が勤務していたB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人を含む106人の女性のうち、脱退手当金の受給要件を満たす78人について調査したところ、申立人を含む61人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち48人が厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている上、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 宮城厚生年金 事案 1891

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月25日から29年5月2日まで  
② 昭和29年8月23日から31年11月3日まで

私は、申立期間①及び②において、A社に勤務していたが、出産後、体調が悪く出社しないまま退職となった。年金の受給手続のため、B社会保険事務所（当時）へ行ったところ、申立期間については、脱退手当金の支給済期間であると言われたが、私は、脱退手当金の説明は受けていないし、脱退手当金を受け取った記憶も無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄に脱退手当金の支給記録が確認できるとともに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿にも脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和31年11月3日）から3か月以内の昭和32年1月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人を含む140人の女性のうち、脱退手当金の受給要件を満たす68人について調査したところ、申立人を含む42人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち31人が厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている上、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性のあることがわかる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月18日から同年7月1日まで  
② 昭和28年10月1日から36年4月1日まで

私は、出産を控えて昭和36年3月末日で退職したが、その際に、脱退手当金に関する説明を受けた記憶は無い。また、当時、持ち家に住んでおり、脱退手当金を受給するような事情も無い上、社会保険事務所（当時）がどこにあるのかも知らなかった。

脱退手当金は受給していないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和36年8月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によれば、昭和36年8月1日に申立人の氏名変更が行われていることが確認でき、申立期間の脱退手当金が同年8月9日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 宮城厚生年金 事案 1897

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月1日から53年11月1日まで

私は、A社で昭和50年4月から53年10月まで仕事をしていた。

年金事務所の記録では、A社の標準報酬月額は5万2,000円から5万6,000円となっているが、当時の月給は20万円だったので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係るA社での給料は月額20万円であったとしており、その後事業主が同じであったB社に勤務し、両社の給料に差は無かったとしているところ、申立人のB社での厚生年金保険被保険者資格の取得時の標準報酬月額は、20万円となっている。

しかし、申立人と同時期に申立てに係る事業所で厚生年金保険被保険者となっている6人に照会し、3人から回答があったが、申立人の標準報酬月額について具体的な証言を得ることはできず、申立人も、「自分と同じ仕事をしていたのは社長しかいなかった。」と述べているところ、その代表取締役に係る当該事業所における被保険者記録は見当たらない。

また、当該事業所の清算人は、当該事業所は昭和58年に解散しており申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等を確認できる資料も無い上、申立期間当時の役員、事務担当者は既に亡くなっていることから、申立人に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

さらに、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、オンライン記録の申立人に係る標準報酬月額は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致



しており、不自然な訂正等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。